

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		児童手当の受給資格・手当額の認定
根拠法及び条項		児童手当法第 7 条
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
審 査 基 準	関係条項	児童手当法第 8 条
	基 準	○第 7 条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10～40 日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	経由期間 日（機関名 ） 協議期間 日（機関名 ） 処分期間 日
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備 考		